

持ち去り古紙を繰り返し買い入れている事業者名の公表

中部製紙原料商工組合では、古紙持ち去り行為撲滅の一環として、持ち去り古紙を買い入れている事業者を特定し、当該事業者にこうした行為を二度と行わないよう厳重に申し入れる契機とするために平成24年9月からGPSによる持ち去り古紙の追跡調査を実施しています。

実施後1年10か月が経ち、大きな成果を得ることができましたが、非組合員については一旦持ち去り古紙の買入れを中断するものの、しばらくするとまた買入れを行うというケースが見受けられました。

そこで当組合では、去る6月26日に開催した理事会において、別紙「持ち去り古紙を繰り返し買い入れている事業者への対処策」の3のとおり、常習的な買入事業者につき警告を発するとともに、事業者名を明示した上で警告を発した事実を公表することを決定しました。

なお、あくまでも自主的に撲滅に取り組むことを促すという観点から、公表には今後3段階の手順を踏むこととします。

当組合は、これからも組合員が一丸となって古紙持ち去り行為の撲滅に取り組み、自治体はじめ関係者の皆様の信頼回復に努めてまいります。

平成26年7月3日

中部製紙原料商工組合
代表理事 石川 喜一郎

問合せ先 組合事務局 伊藤
電話 052-581-5987

持ち去り古紙を繰り返し買い入れている事業者への対処策

1 GPSによる追跡調査実施の経緯

平成22年6月ごろから名古屋市及び周辺市町において古紙の持ち去り件数が急増しました。それ以降当組合では、組合員から製紙メーカーへ宣誓書の提出、店頭での持ち去り古紙不買ポスターの掲出、自主パトロールの実施など、さまざまな対応をしてきましたが、改善することはありませんでした。

改善しない理由として「持ち去り古紙を買い入れる事業者が絶えないからだ」という自治体等の厳しい批判があったこと、そして平成24年7月1日に名古屋市で「名古屋市集団資源回収における古紙の持ち去り防止に関する条例」が施行されたのを契機に、平成24年9月から名古屋市内及び周辺市町でGPSによる古紙持ち去り追跡調査を開始しました。

追跡調査の結果、持ち込み先は関西方面に広がり広域化していることが判明しました。同時に近畿製紙原料直納商工組合及びその組合員等の協力を得て、判明した持ち去り古紙の流通ルートをほぼ遮断することができ、大きな成果を上げることができました。

しかし、撲滅には至らず、特に三重県内では依然として持ち去り行為が横行しています。また、昨年11月以降名古屋市内ではほとんど持ち去り行為が発生しなくなりましたが、本年6月には再び数件持ち去り行為が発生しました。持ち込まれた先は関西方面の非組合員のヤード（昨年から4回目）でした。

2 課題

持ち去り古紙の買入事業者が非組合員である場合、再発防止の徹底が困難であるため、特別な対処策が必要です。

3 今後の対処策

常習的な買入事業者に対組合として警告を発したことを公表します。次の手順に従い、国・自治体、古紙関連団体、報道機関等に対して速やかに事業者名を公表します。

- (1) 第1回目 自主的な防止対策の立案・実施を求める。
- (2) 第2回目 次回は当該事業者に警告を発したことを公表することを通知する。
- (3) 第3回目 警告を発し、事業者名も示して警告を発した事実を公表する。

以上